

定住自立圏構想について

1 目的

地方圏において安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。そこで、市町村の主体的取組として、「中心市」の都市機能と「近隣市町村」の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPO や企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進するものである。

2 経緯

- (1) 平成 20 年 5 月 定住自立圏構想研究会の報告書がまとめられる
- (2) 平成 20 年 7 月 定住自立圏構想を推進するため、総務省が地域力創造本部を設置
- (3) 平成 20 年 12 月 定住自立圏構想推進要綱を制定
- (4) 平成 21 年 4 月 定住自立圏構想推進要綱が施行
- (5) 平成 26 年 4 月 財政措置が拡充される（中心市 4000 万円→8500 万円程度、近隣市町村 1000 万円→1500 万円）
- (6) 平成 26 年 12 月 まち・ひと・しごと創生総合戦略を閣議決定（「定住自立圏協定締結数：140 圏域を目指す」との KPI を設定）

3 概要

【資料 3 頁】

「中心市」が中心市宣言を行い、「近隣市町村」と定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した上で連携事業を行った場合に、財政支援が受けられる。

(1) 中心市

ア 要件

- (ア) 人口 5 万人程度以上（少なくとも 4 万人超）
- (イ) 昼夜間人口比率 1.0 以上
- (ウ) 三大都市圏の区域外（三大都市圏も条件付きで該当する場合あり）

イ 該当する市の数

【資料 4 頁】

全国に 268 市（県内 9 市）

(2) 連携事業

【資料 5～6 頁】

次の 3 つの視点ごとに具体的な取組を 1 つ以上実施しなければならない。

ア 生活機能の強化

イ 結びつきやネットワークの強化

ウ 圏域マネジメント能力の強化

(3) 財政支援

【資料 7 頁】

最も主たるものは、連携事業に対する特別交付税措置

（中心市は 8500 万円程度、周辺市町村は 1500 万円が上限）

4 手続き

- (1) 中心市が中心市宣言を実施
- (2) 中心市と近隣市町村が1対1で定住自立圏形成協定を締結（要議決）
- (3) 定住自立圏共生ビジョン（以下「共生ビジョン」という。）を策定
- (4) 共生ビジョンに基づき連携事業を推進
- (5) 特別交付税算定数値を報告
- (6) 特別交付税の交付

5 財政支援の期間

現時点で財政支援の期間は定められていないが、共生ビジョンの期間は「おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うもの」とされている。

しかし、5年が経過した後においても、第2期共生ビジョンを策定することにより、事業を継続することができる。

6 他地域の状況（平成27年2月現在）

- (1) 中心市宣言済み 全国で104市（県内3市）
- (2) 定住自立圏を形成済み 全国で85圏域（県内関係は4圏域）【資料8～11頁】
 - ア 大牟田市 + 3市2町（福岡県及び熊本県）
 - イ 久留米市 + 3市2町
 - ウ 八女市（単独：合併による特例）
 - エ 中津市 + 3市2町（大分県及び福岡県）